

第3回 個人住民税検討会

議題 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）について

横浜市

令和元年9月13日

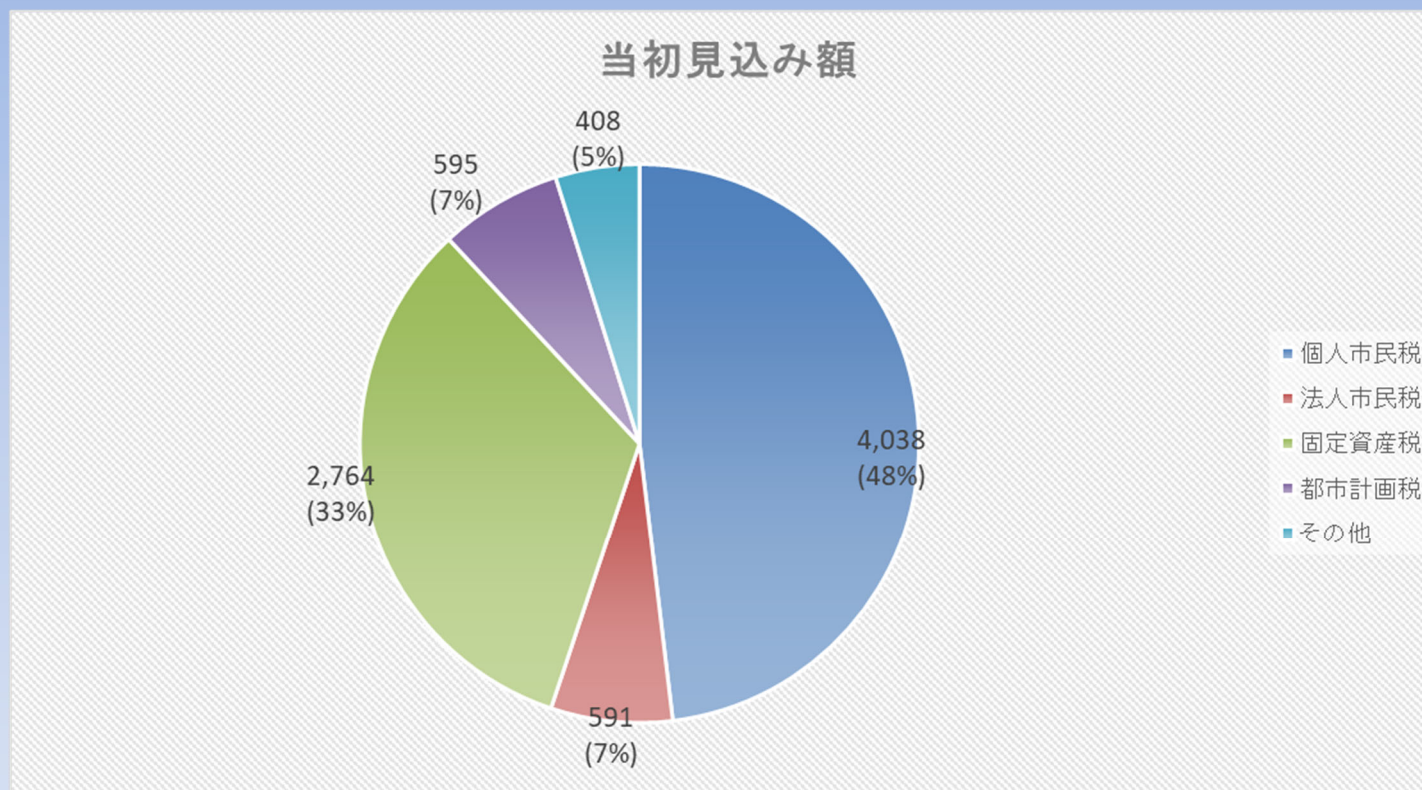
個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）について

（はじめに）

- 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）について、初めに本市における個人住民税の状況をご説明するとともに、市町村の現場目線を踏まえた現年課税化に対する方策等について、まとめさせていただきました。
- なお、文中に記載した意見等については、私見であることをあらかじめご了承ください。

1 横浜市の状況

(1)本市における市税の割合(令和元年度当初見込み)



個人市民税は、本市市税収入の約半分を占めており、貴重な財源となっている。

1 横浜市の状況

(2)本市における個人住民税の状況

	納税義務者数	個人住民税の税額 (千円)	特別徴収義務者数
普通徴収・ 年金特徴	669,496	116,976,063	—
うち年金特 徴	266,043	18,169,654	10
給与特徴	1,331,809	392,710,383	149,392
合計	2,001,305	509,686,446	149,402

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式） の論点

個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の考察をするにあたり、

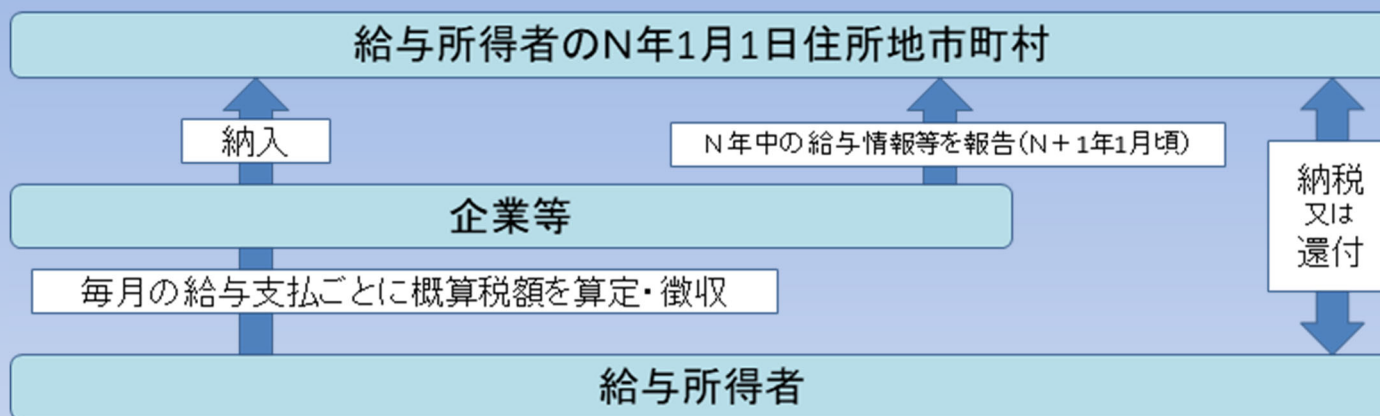
- ①居住地（課税団体）の認定
- ②地方団体における独自性による税率の違い
- ③精算方法による具体的処理内容
- ④賦課課税を継続するか、申告納付（納入）とするか

などの課題はあるものの、現在の検討内容をベースに論点整理。

繰り返しとなりますが、記載内容については私見であることについて、ご了承ください。

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の論点

(1) 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）イメージ



- ①給与支払者は、毎月の給与等から税額を算定・徴収し、給与所得者のN年1月1日の住所地市町村に納入する。
- ②給与支払者は、N年中の給与情報等を給与所得者のN年1月1日の住所地市町村に報告をする。
- ③市町村は、報告内容に基づき計算した個人住民税の税額を確定し、納税又は還付の精算を行う。

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式） の論点

(2) 市町村における課題整理

① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策

精算による過不足税額が大量に発生することで、還付・追徴事務の負担を軽減（過不足税額の発生を抑止）する方策の検討。

② 還付を行う場合の実務上の課題

精算方式による還付事務が増加することを踏まえ、効率的に実務を行う方策を検討。

③ 非課税や減免となる者からの源泉徴収

通年の所得金額から結果的に非課税となる者及び減免の適用を受ける者から源泉徴収することの整理。

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式） の論点

(3) 課題解決の検討

① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策

市町村精算方式では、過不足税額が発生することから、企業等の協力を受ける前提で、その発生を抑止する方策や事務負担の軽減について検討。

(案1) 現年課税は標準税率による所得割額のみとし、均等割額は精算時に加算

現年課税の対象を標準税率による所得割額のみとすることで、事業者等は所得税と同様に扶養親族数を用いて簡易な税額計算をすることが可能。(前提) 地方団体独自の税率は均等割のみ。

事業者の給与情報等の報告に基づき、精算する際に均等割額を上乗せして個人住民税額を確定。

過不足税額を事業者等及び納税義務者に通知し、翌年度分との差引きを行う。その差引き情報は翌年度の給与情報等の報告に掲載する。

【課題】 地方団体の独自性が活かさない。精算結果が翌年度まで持ち越され、転職等がある場合は更に煩雑。

(案2) 年末調整を行うことを前提とし、均等割額を含めて精算

所得割額は案1で実施し、企業等において年末調整を行う際に地方団体の均等割額を加算する。

年末調整を行うことで、医療費控除等の追加や均等割軽減対象者以外は原則過不足税額は生じない。

【課題】 企業等の負担は大きい。案1と同様に地方団体の独自性が活かさない(ただし、地方団体の負担は、追加申告される還付等のみ)

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式） の論点

(3) 課題解決の検討

② 還付を行う場合の実務上の課題

①（案1）の方法によれば、均等割額を追加することで、一定程度の還付発生を抑止できることが期待できる。

①（案2）の方法によれば、年末調整後の控除追加の申告によって還付が発生することが想定される。

還付事務では、納税者からの還付請求（振込口座の申出）によって還付されることとなる。振込口座は、納税者の意思によって設定できることを踏まえ、振込口座を一早く把握する手法を検討。

（案1）確定申告書に記載される振込口座を活用

還付の確定申告書には、還付金の振込口座が記載されている。確定申告の手引き等に個人住民税の振込口座としても活用する等の周知をした上で、活用する。

（案2）個人住民税の還付の履歴に基づく振込口座

過去の振込口座を納税義務者ごとに管理し、還付通知書に振込口座を明記した上で、振込口座の変更の申出がない場合には、記載の口座に振り込むことを明記する。

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式） の論点

(3) 課題解決の検討

③非課税や減免となる者からの源泉徴収

非課税については、年間を通じた所得の結果によって判定。よって、一定金額に満たない給与等について源泉徴収しない方法も考えられますが、複数給与を有している場合など、後の追徴税額が高額となる場合には、新たな滞納発生の可能性も考えられます。

そのため、結果的に非課税となる場合など、一定程度の還付が発生することはやむを得ないと考えます。

減免については、市町村の条例等によって定められているところです。

現年課税化によることで、前年度から大幅に所得が減少した場合による減免等の件数はなくなることが想定されます。

災害等の減免事由の発生により、個々の給与所得者から源泉徴収を停止する場合は、市町村から給与支払者に的確に通知すること、通知に基づき給与支払者が停止すること等、情報の伝達管理を適切に行える方策を考える必要があります。

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式） の論点

(4)まとめ

個人住民税の現年課税化の検討にあたっては、納税義務者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、検討することとされています。

現年課税化に向けて、市町村精算方式又は所得税方式のどちらの方式であっても、企業側又は市町村の事務負担は現行方式よりも増加することが想定されます。

そこで、国税と地方税の所得控除等の統一や役割分担の見直しの検討を進めることで、より一層の課税徴収事務の簡素化が可能ではないかと考えます。